

越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価計画書に関する意見

戦略的環境影響評価報告書は、下記の点に留意して作成すること。

記

1 計画の目的及び内容について

上位計画（埼玉県及び越谷市の諸計画や方針）と本計画との関係及び本計画で特に重視すべき具体的な整備方針と理念を分かりやすく示すこと。

2 計画原案策定の経緯について

検討の過程で考慮された事項等、計画原案策定に至るまでの経緯について整理して示すこと。

また、経緯の理解促進のため、事業を実施せずに現状を推移させた場合の状況を追記すること。

3 計画原案について

設定の背景となる要素、特徴、整備効果、長所短所を示し、各案を相対的に評価した結果を示すこと。

4 土地利用に係る考え方について

現況の農地を工業系土地利用に変更することについて、その妥当性を経済面の観点だけでなく、「1 計画の目的及び内容について」で示した整備方針と理念に基づき分かりやすく示すこと。

5 個別の評価項目について

(1) 全般的事項

工業団地や流通業務施設の造成が周辺の農地利用に与える影響も推計すること。

(2) 温室効果ガス

施設の稼働だけでなく、自動車交通の発生についても予測及び評価を行うこと。

(3) 動物

計画地や周辺の農地に特有の鳥類や昆虫等に留意して、調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 植物

計画地や周辺の農地に特有の植物群落や植物種の現況及びその生育環境に留意して、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 景観

計画地周辺の田園風景や屋敷林は景観資源と考えられることから、景観について調査、予測及び評価を行うこと。

6 情報の周知について

報告書の内容については、関係市の広報紙への掲載や説明会の開催など、埼玉県戦略的環境影響評価実施要領第7条に基づいて十分に周知を行うこと。